（施設名：　　　　　　　　　）水害時避難確保計画

　　　年　　月　　日作成

所在地：

電話：　　　　　　　　　　　　　作成者：

１　計画の目的

　　この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の報告

　　計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の３第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を区長へ報告する。

３　計画の適用範囲

　　この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

４　施設の状況（人数）　　　　　　　本施設の休館日（　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平日（月～金） | 　　 　　土 | 　　　日・祝 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼　　　人夜　　　人 | 昼　　人夜　　人 | 昼　　　人夜　　　人 | 昼　　人夜　　人 | 昼　　　人夜　　　人 | 昼　　人夜　　人 |

　　（夜の人数は、入所者及び宿直職員数）

５　施設利用者の現況（避難行動要支援者の利用状況）

|  |
| --- |
|  |

6　施設周辺の被害想定（墨田区水害ハザードマップによる）

（１）洪水（荒川が氾濫した場合）

　　①浸水深 　 ｍ以上 　ｍ未満　②浸水継続時間

（２）高潮

　　①浸水深 　 ｍ以上 　ｍ未満　②浸水継続時間

（３）大雨により雨水出水が発生した場合

　　①浸水深　　 ｍ以上　 ｍ未満

7　水害が想定される場合の避難先

水害が想定される場合の避難先及び施設内安全確保を図る場所は、以下のと

おりとする。悪天候の中の避難や夜間の避難は危険を伴うことから、本施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊の恐れがない場合、本施設内で安全確保を図るものとする。その場合は、本施設内の備蓄物資を使用する。

（１）区が警戒レベル３（高齢者等避難）を発令した場合

　　避難場所　　　　　　　　　　　　　　　（本施設の上階への避難も可能）

　　避難場所所在地

　　避難方法

（２）区が自主的広域避難情報を発令した場合

　　避難場所　　　　　　　　　　　　　　　（本施設の上階への避難も可能）

　　避難場所所在地

　　避難方法

8　施設の休館・事業休止の基準（勢力の強い台風が接近の予報がある場合）

　　①

　　②

　　③

　　（例えば、①主要鉄道の計画運休発表、②区が警戒レベル３を発令など）

９　防災体制

　　台風が接近する場合、大雨により雨水出水が発生した場合

（１）注意体制：大雨注意報の発表、1時間雨量40ｍｍ超

|  |  |
| --- | --- |
| 活動内容 | 対応要員 |
| 気象予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |

（２）警戒体制：大雨警報の発表、1時間雨量80ｍｍ超、浸水の前兆あり

|  |  |
| --- | --- |
| 活動内容 | 対応要員 |
| 気象予報等の情報収集、保護者への事前連絡、周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備、要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |

（３）非常体制：記録的短時間大雨情報の発表、大雨特別警報の発表

|  |  |
| --- | --- |
| 活動内容 | 対応要員 |
| 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

10　自衛水防組織

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 統括管理者 | 施設長 | 自衛水防組織の各係員に対し、指揮・命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。 |
| 情報収集要員 | 副施設長ほか | 水害時における気象情報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。 |
| 避難誘導要員 | その他の職員全員 | 避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。 |

11　情報収集及び情報伝達

（１）情報収集

　　　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット |
| 荒川水位情報 | 荒川下流河川事務所HP、すみだ安全・安心メール |
| 避難情報（警戒レベル発令） | 防災行政無線（5608-6274）、区ホームページ,すみだ安全・安心メール、テレビ（ｄボタン）など |

　＊停電時は、携帯電話を活用し、充電器やバッテリーを備蓄する。

　＊施設から雨の降り方を確認し、施設周辺の水路や道路等の状況に注意する。

（２）情報伝達

　　①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、荒川の水位等の情報を施設内関係者間で共有する。

　　②体制確立時、あらかじめ区と調整した事項について、区に報告する。

　　③区への連絡先　　墨田区　　　　　課　電話

1２ 避難の確保を図るための本施設の整備

　　 情報収集・情報伝達及び避難誘導の際に使用する本施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。これらの資器材については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

（１）避難確保資器材一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 情報収集・情報伝達 | テレビ（　台）、ファックス（　台）、携帯電話（　台）、携帯電話用バッテリー（　台）、乾電池（　　個） |
| 避難誘導 | 利用者名簿、携帯電話（　台）、懐中電灯（　個）、乾電池（　　個） |
| 屋内安全確保 | 水（　　　）、食料（　　　　　 　　）、毛布（　　枚） |
| 利用者 | 紙おむつ（　　枚）、おしりふき（　　　枚）、おやつ（　　　　） |
| その他 | ウエットティッシュ（　　　枚）、ごみ袋（　　　　枚）、タオル（　　　　　枚） |

（２）浸水を防ぐための対策

|  |
| --- |
| 止水板（　　　枚）、土のう（　　　袋）、水のう（　　　　袋）　 |

1３ 防災教育及び訓練の実施

　　 従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

（１）防災に係る研修

　　　毎年　月に、新規採用の従業員を対象に、防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

（２）防災訓練

　　　毎年　月に、全従業員を対象として情報収集・情報伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。